

東京都産業労働局に対する要望書への回答説明会記録

日時：平成24年11月20日(火)11:00~12:00

場所：東京都庁第一本庁舎 25階 106会議室

<産業労働局 出席者>

産業労働局 雇用就業部 就業推進課

同 雇用就業部 能力開発課

<東京LD親の会連絡会 出席者>

けやき 3名

にんじん村 4名

要望書回答【就労・雇用関係要望項目】

1. 職業教育の充実と求職活動への準備段階における支援

回答:(雇用就業部 就業推進課)

産業労働局では、障害者雇用制度や各種支援機関等を掲載している「障害者雇用促進ハンドブック」を作成し、教育庁を通じて中等部・高等部のある特別支援学校や都立高校へ配布しています。全部で258校に今年度は配布しました。ハンドブックは25,000部作成して、配布をしております。

2. 相談体制の整備と多様かつ効果的な職業訓練、職場実習制度の充実

(1) 総合コーディネート事業の充実

回答:(雇用就業部 就業推進課)

東京しごと財団で実施している企業向けセミナーや企業合同説明会・企業情報連絡会等では、「障害者雇用促進ハンドブック」を配布し、障害特性や障害者雇用制度の紹介を行っています。また、障害者就活セミナー・企業合同説明会・職場体験実習面談会等では、「愛の手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」や医師の診断書の所持者ご本人と、就労支援機関担当者とのペアでの参加をお願いしており、発達障害の方も参加されています。

(2) 東京障害者職業能力開発校における訓練コース設置について

回答:(雇用就業部 能力開発課)

国立吉備高原職業リハビリテーションセンターや国立職業リハビリテーションセンターで行われている発達障害者向けの訓練について、東京都ではその成果を踏まえて検討を進めていきたいと考えています。

3. 施設職員や事業所に対する理解と啓発の充実

回答:(雇用就業部 就業推進課)

障害者雇用に対する理解促進のため、毎年「障害者雇用促進ハンドブック」を作成し、ハローワークや経済団体等を通して配布したり、合同面接会等の場でも配布しています。また、配布するだけでなく、各種セミナー、企業や関係機関等との会議において資料として活用し、目を通していただくよう努めています。

4. 公的機関における雇用の促進とチャレンジ雇用

(1) 雇用の促進

回答:(雇用就業部 就業推進課)

産業労働局においては、平成14年度より知的障害者を対象に都庁内での職場体験実習を開始し、平成19年度からは精神障害者も対象として実施しています。対象者の推薦は地域の就労支援機関にお願いし、発達障害の方も含まれています。東京都の他の局や区市町村等については、それぞれが所管しています。

(2) チャレンジ雇用の実績

回答:(雇用就業部 就業推進課)

産業労働局の平成23年度チャレンジ雇用は、前期と後期の2回実施し、知的障害の方1名と精神障害の方3名の合計4名を臨時職員として雇用しました。

5. 職業教育の充実と求職活動への支援について

(1) 教育機関との連携

回答:(雇用就業部 就業推進課)

特別支援学校以外の都立高等学校へも「障害者雇用促進ハンドブック」を送付し、障害者雇用に関する情報提供を行っています。個々の教育機関については、各ハローワークがチーム支援として関係機関と連携を密にし、求職活動の支援を行っていると考えています。

(2) 企業向け普及啓発セミナーの実施

回答:(雇用就業部 就業推進課)

平成20年度より教育庁、福祉保健局と連携し、企業向けの障害者雇用普及啓発セミナーを開催しています。平成23年度は教育庁、福祉保健局、産業労働局がそれぞれセミナーを企画し、合計で369社、465名の参加がありました。今年度もすでに教育庁が実施し、今年(11月)末に福祉保健局、来年2月に産業労働局が企画したセミナーを実施する予定です。

(3) 東京ジョブコーチ支援事業の推進状況

回答:(雇用就業部 就業推進課)

平成20年度より東京ジョブコーチ支援事業を実施していますが、特別支援学校とも連携し、卒業生等に対しても職場定着のための支援を実施しています。平成23年度の東京ジョブコーチ事業による支援は584件あり、そのうち47件が特別支援学校からの依頼となっています。

6. 国または国に準ずる機関・市区町村等への働きかけ

回答:(雇用就業部 就業推進課)

この項目については、国の事業が多く含まれていますので、東京都の立場からは答えられないものもありますが、ご了解ください。

(1)ご要望の主旨は国に伝えてまいります。

(2)ご要望の主旨は国に伝えてまいります。

(3)ご要望の主旨は国に伝えてまいります。

発達障害者雇用開発助成金は国の助成制度ですが、東京労働局に確認したところ、平成23年度の実績は1件ということでした。

(4)ご要望の主旨は国に伝えてまいります。

(5)ご要望の主旨は国に伝えてまいります。

(6)障害者就業・生活支援センターについては、会議や意見交換会を通じて、東京都や東京しごと財団で実施する各種セミナー等の情報提供を行っています。

(7)ご要望の主旨は国に伝えてまいります。

(8)障害者雇用・就労に関する分野においては、セミナーを連携して開催したり、会議等を共催で実施

しているところですが、引き続き連携して、事業を進めてまいります。

■ 質問事項 ■

(1) 障害者雇用の実績について

回答:(雇用就業部
就業推進課)

11月14日に東京労働局より平成24年の障害者雇用状況が発表されました。(東京労働局のHPに掲載されています。)平成24年6月1日現在の実雇用率は1.66%と過去最高となりましたが、依然として法定雇用率1.8%を下回っている状況です。

民間企業に雇用されている障害者数は、141,453.5人と過去最高となりました。実雇用率を企業規模別に見ていくと、56～100人未満規模企業では0.66%、100～300人未満規模企業では1.03%、300～500人未満規模企業では1.41%、500～1,000人未満規模企業では1.58%、1,000人以上の規模の企業では1.88%という状況となっています。

(2) 障害者・生活支援センターの拡充計画について

回答:(雇用就業部 就業推進課)

国の計画に基づいて拡充されるものですが、東京都では平成23年度に6ヶ所目の指定を行ったところ
です。今後の計画については、現時点で国からは示されておりません。

【質疑応答】

Q:(雇用就業部 就業推進課)

皆様方はLDに限定されての要望や活動をされているのでしょうか。

A:(けやき)

どこの会も20年以上親の会として活動しており、当初はLDとして発足しました。ご存知のようにLDも発達障害のひとつです。自閉症・ADHD・LD・アスペルガー等それぞれに親の会が存在していますが、LD親の会として発足当時は知的障害とLDとの判別がわからなかった時代でもあり、どこにも該当しない(抛り所の無い)いろいろな症状を持つ子ども達の親が集まって活動してきた経緯があります。その流れで、現在LDとして名前を出していますが、実質的には発達障害のお子さんを抱えた親が集まっている会とご理解ください。

A:(にんじん村)

重複していたり、少し自閉的である、ADHDの傾向がある等という方も多くみられます。自閉の強く出ている方は自閉症協会に入られる方が多いと思いますが、知的にもボーダーで、いろいろなタイプの方で会を構成しているという感じです。

A:(けやき)

自閉・LD・ADHDの3タイプが大きくかたまりとして捉えられ、発達障害と言われる人たちが全てその中に含まれるわけですが、個々によって差があるので、例えばLDの傾向が強くなる、あるいはADHDの傾向が強くなる、自閉症関係の特徴が強くなる等一人一人全部違うものを総称して発達障害と呼ばれているようです。

Q:(にんじん村)

障害者雇用促進ハンドブックを都立高校にも配布しているということですが、都立高校(チャレンジ・エンカレッジスクール等)と特別支援学校の間で就労についての会合があると伺っています。その場に産業労働局の担当者も関知しているのでしょうか。

A:(雇用就業部 就業推進課)

関わっておりません。

Q:(にんじん村) 項目4-(1)について

都の広報に掲載される職員雇用の障害者枠についての対象は身体障害ですか。知的障害者の採用への動きはありますか。

A:(雇用就業部 就業推進課)

職員の採用に関しては、総務局の所管になっています。

Q:(けやき)

チャレンジ雇用中の仕事内容はどのようなものですか。また、一人で受け持っているのですか。

A:(雇用就業部 就業推進課)

事務補助として、例えばシュレッダーをする、コピーをとる、プリンターへの用紙補給、郵便物を郵便局に持っていく等が主な仕事で、パソコン入力も時々あります。一人で行うこともあれば、協力して行うこともあります。

産業労働局では支援員が1名おり仕事の采配やアドバイスをしています。

Q:(けやき)

チャレンジ雇用の終了後は実際に雇用されたのでしょうか。またハローワーク等を通じて、皆さん雇用されているのでしょうか。

A:(雇用就業部 就業推進課)

チャレンジ雇用は一般就労への準備期間と位置付けております。チャレンジ雇用の最後5ヶ月目あたりから、就労支援機関の支援のもとハローワークにいたり、面接を受けてみる等の活動をしているようです。

就職状況については6割程度となっています。最近では、9月に終了された方が11月から就職したと聞いています。

Q:(にんじん村)

東京ジョブコーチ事業はどのくらいの期間受けられるのですか。就職後も長く支援を受けられるのでしょうか。

A:(雇用就業部 就業推進課)

際限なくということではありません。一つの問題に対して何回までという制限はありますが、どのような支援(内容)を求めるかによって、ジョブコーチがどのくらい関わるかということはお変わってきます。先の問題が解決後しばらくしてまた新たな問題が発生した場合には、それに関して再度ジョブコーチを派遣するという事は可能です。

Q:(にんじん村)

企業や支援機関ではなく、本人または親がジョブコーチ支援のお願いに行くことはできますか。

A:(雇用就業部 就業推進課)

ジョブコーチ支援室に申し込むことになります。もちろん本人や親御さんからも可能です。現在申込みが多いのは、就労支援センターからの依頼です。働いている皆さんは支援機関がバックについている方が多いので、職場で何か問題があった時に、まず就労支援センターに相談に行かれ、センターから東京ジョブコーチ支援室に支援依頼があり、ジョブコーチが企業に行くというかたちになっているかと思います。2番目に多いのが企業からの依頼です。なかなかご本人や親御さんからの依頼というのはいないようです。

Q:(にんじん村)項目2-(2)について

成果を踏まえてやっていく(設置する)ということでしょうか。

A:(雇用就業部 能力開発課)

実際に何時からやります・やれますということは明言できませんが、設置の方向で検討してすすめているという状況です。

Q:(にんじん村、けやき)

国立職業リハビリテーションでのコースを受講し、良い結果のでている方もいますので、ぜひ早めの設置をお願いします。

軽度の子を対象にした特別支援学校高等部の職業課でも、参考になる指導がされているように思います。学べる場所が増えることを期待しています。

以上